

令和 5 年度第 2 回千代田区障害者支援協議会

—議 事 録—

日時：令和 5 年 11 月 6 日（月）18：30～20：35

場所：千代田区役所 4 階 401 会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和5年11月6日（月）18:30～20:35	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
委員	学識経験者	小川会長、大塚副会長、小池委員
	医療関係者	増森委員、平賀委員
	千代田区障害者相談員	廣瀬委員、小畑委員、小笠原委員、蒲生委員
	障害者及びその家族	藤田委員、鈴木（や）委員、大山委員、鈴木（隆）委員、鈴木（洋）委員、大谷委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	森田委員、廣木委員
	事業者	永田委員、山内委員、的場委員、中田委員、三橋委員、大野委員
	就労支援関係者	市川委員、秋元委員
	区職員	亀割子ども部長、細越保健福祉部長
幹事	区職員	吉田子ども部児童・家庭支援センター所長 山本子ども部指導課長 永見地域振興部国際平和・男女平等人権課長 佐藤保健福祉部福祉総務課長 山内保健福祉部福祉政策担当課長 清水保健福祉部障害者福祉課長
事務局	区職員	平澤子ども部児童・家庭支援センター発達支援係長 松田保健福祉部健康推進課保健相談係長 松井保健福祉部障害者福祉課給付・指導担当係長 小坂部保健福祉部障害者福祉課総合相談担当係長 古庄国際平和・男女平等人権課男女平等人権係長 細倉保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事 大越保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事

■議事録

<開会>

○清水幹事 ただいまより、令和 5 年度第 2 回千代田区障害者支援協議会を開催いたします。議事までの間、事務局として進行を務めさせていただく障害者福祉課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、議事録を作成いたします関係で皆様のご発言を録音させていただきますので予めご了承くださいますようお願いいたします。また議事録は後日ホームページに掲載いたしますので併せてご了承をお願いいたします。それでは、本日の障害者支援協議会全体会の開催にあたりまして、細越保健福祉部長から一言ご挨拶を申し上げます。

○細越保健福祉部長 皆さん、こんばんは。保健福祉部長の細越です。日頃より、千代田区の障害者福祉施策にご協力にいただきありがとうございます。今年度は障害福祉プランの改定作業のため、協議会の皆様におかれましてはそれぞれの部会において例年以上にお時間をいただき、お力添えをいただいております。各部会の部会長様、そして部会委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。本日お示しします障害者福祉プランの素案はそうした部会からのご意見を反映するとともに、千代田区の地域特性を踏まえました取組、あるいはこれまで少し足りなかった取組、これらを追記してご用意いたしました。障害のある大人から子どもまで、この千代田区で安心して住み続けることができる、そのような道標になるような計画にしたいと思っております。本日も限りのある時間ではございますが忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○清水幹事 続きまして、本日配付いたしました資料について事務局より確認をさせていただきます。

○細倉障害者福祉係主事 障害者福祉課の細倉と申します。よろしくお願いいたします。資料の確認をさせていただきます。すでに先週、委員の皆様には郵送させていただいておりますが、改めて本日、席上に配付させていただいております。まず次第でございます。そして座席表、順番前後しますが委員名簿も付けさせていただきます。資料 1-1 から 1-4 まで、3 つの部会と 1 つの懇談会の報告書となっております。そして資料 2 として、「千代田区障害福祉

プラン＜素案＞」の冊子がございます。併せまして、本日、難病相談支援員の大野様からのご依頼で、難病の医療相談会と支援事業のちらし、リーフレットもお配りしております。過不足等ございませんでしょうか。Zoom でご参加の皆様も大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

○清水幹事 本日の委員の出席状況をご報告いたします。委員出席者数は 27 名で委員総数 33 名の過半数以上であり、本日の会議は成立しております。Zoom でのご参加は 4 名で、増森委員、平賀委員、廣瀬委員、あと大谷委員がご参加の予定でございます。欠席は 5 名で、椎尾委員、四宮委員、貝谷委員、池谷委員、原田委員につきましては所用により欠席とのご連絡をいただいております。続きまして、議事の開始にあたりまして、小川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○小川会長 皆さん、改めましてこんばんは。今日は、次第をご覧くださいますと、かなり検討のボリュームが大きい議題が並んでおりますので、ご協力をお願いいたします。部長からお話がありましたように、今後の指針となる重要な千代田区障害福祉プランの検討になります。普段皆様とさまざまな意見交換をさせていただいている集大成の冊子になりますので、効率的に、けれども必要な意見は皆さんにきちんと行っていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○清水幹事 ありがとうございます。それでは、次第の「4 議事」に入らせていただきます。小川会長、よろしくお願いいたします。

○小川会長 今回は 5 月 26 日以来の全体会の開催です。事務局からは障害福祉プラン＜素案＞というかたちで資料の提示がございました。本日、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。それでは、議題（1）「各部会（相談支援部会、計画部会、差別解消支援部会）、心身障害者福祉問題懇談会の実施状況について＜報告＞」、事務局よりお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課総合相談担当の小坂部です。よろしくお願いいたします。資料 1-1『千代田区障害者支援協議会「相談支援部会」報告』をご覧ください。令和 5 年度相談支援部会はこれまで 4 回実施しております。今年度は相談支援部会でも計画についての検討し、また新たな協議事項があったので回数が例年より多くなりました。委員構成は、大塚部会長、12 名

の委員、区職員が 8 名の構成となっております。今年度は新たに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の協議の場として、相談支援部会を位置付け、東京都地域移行コーディネーター 1 名にもオブザーバーとして参加していただきました。

「主な議題・報告」としては、これまでの相談支援事業に関する協議に加え、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を新たな協議事項に加え、検討を重ねてまいりました。また、相談支援部会の委員全体で実際の相談イメージを共有できるよう事例検討を積極的に行いました。

主な検討内容として、5 点あげさせていただきました。まず、「重層的な相談支援体制の構築について」です。当初、千代田区における重層的な相談支援体制のフロー図を用いてご意見をいただきました。フロー図だけでは重層的な相談支援体制が見えづらいことから、次期千代田区障害福祉プランに掲載する重層的な相談支援体制のイメージ図を作成、検討しました。こちらは素案の 38 ページに掲載しております。フロー図についても、新たに相談支援に特化したかたちで継続して掲載しております。

次に「地域生活支援拠点等の整備について」です。千代田区の地域生活支援拠点における居住支援の 5 つの機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備及び実施状況の確認をしました。次期千代田区障害福祉プランに掲載する「地域生活支援拠点等の体制整備のイメージ図」では、計画期間の令和 8 年度に開設を予定している（仮称）神田錦町三丁目施設を想定したイメージ図を検討、確認してまいりました。

「基幹相談支援の状況及び実績」です。令和 5 年度の相談支援連絡会の年間スケジュール及び活動報告、こちらは中間報告というかたちでお伝えしております。基幹相談支援事業を行う障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談 MOFCA より、基幹相談支援機能の利用状況及び活動内容について、令和 4 年度の実績報告と令和 5 年 9 月末時点の中間報告を行いました。こちらは、計画の成果目標にもある相談支援の強化について、相談支援部会が評価・検討する場として位置付けているため行っております。

次に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」です。まず事業の内容についての説明を行いました。千代田区における精神障害者の現況を把握する上での実績・統計等の確認を行いました。また、区内の関係機関により構成する「連絡会」を設置し、千代田区における精神障害者の相談やサービスの利用状況、地域生活の様子等について情報共有を図り、精神障害者が地域生活を送る上での課題や必要な評価について整理・検討を行い、相談支援部会に報告をしました。

「事例検討」です。相談支援部会では、これまで計4ケースの検討を行いました。精神障害者に関わるケースが3ケース、児童に関するケースが1ケースでした。

最後に、「相談支援部会における今後の検討課題について」です。相談支援部会では毎回、委員の皆様から活発なご意見をいただいております。その中で多くあがっていた、「基幹相談支援事業の機能について」「地域生活支援コーディネーターの活動状況と役割の明確化」「児童に関する相談の流れについて」などの検討を進めてまいりたいと思います。

○小川会長 ありがとうございます。続いて、資料1-2 計画部会の説明をお願いいたします。

○細倉障害者福祉係主事 資料1-2をご覧ください。こちらにつきましては、議題(2)で行います障害福祉プラン素案を説明する際に詳しく説明させていただきますので概要だけ説明させていただきます。計画部会は障害福祉プランの改定のために下命を受けて開催されている部会でございます。第1回を7月4日、第2回を10月4日に実施しました。第1回に骨子、体系についてご議論いただいたあと、第2回で素案をお示しして、さまざまなご意見をいただきました。

第1回計画部会では、厚生労働省の計画策定にかかる基本指針の見直しのポイントを提示し、「千代田区にどのように還元するのか」についてご議論いただいたり、千代田区で行われている各事業の内容や今後の取組の方針で構成されている事業評価について、また人数ベースの成果目標についてのご意見をいただきました。第2回計画部会では、素案に対してご意見を

いただきました。いただいたご意見の反映については議題(2)において説明させていただきます。

○小川会長 ありがとうございます。資料 1-3 差別解消支援部会の報告をお願いします。

○細倉障害者福祉係主事 1枚めくっていただきまして、資料 1-3 でございます。こちらは障害者差別解消法、合理的配慮の関係も含めてご意見をいただく場となっております。第1回を令和5年8月25日に開催させていただきました。障害者差別解消法が改正して、令和6年4月1日から施行される関係で、合理的配慮の提供の義務化や、千代田における障害者差別解消法の相談・対応事例について「こういった事例がありました」ということや、障害者差別解消法の改正に係る千代田区の取組について、説明をさせていただきました。

内容としては、合理的配慮の提供が義務化される法改正がございますので、千代田区において「ハートクルー講座」や「心のバリアフリー推進ハンドブック」の作成をしておりますので、そちらの活用や周知、事業者や区内企業への働きかけに力を入れるべきというご意見や、教育現場へのご意見などを含め、色々ご議論いただきました。皆様からいただいたご意見をどのようなかたちにしていくかは今後、第2回差別解消支援部会を開催して、ご報告させていただく予定でございます。

○小川会長 ありがとうございます。資料 1-4 心身障害者問題懇談会についてお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 資料 1-4「令和5年度千代田区心身障害者問題懇談会(報告)」をご覧ください。こちらの懇談会を7月20日に行いました。場所は千代田区役所の4階401会議室で、出席された方は区内の5つの障害者団体より13名の方、区の職員は13名で、26名が参加する懇談会となりました。懇談会は二部構成で行い、まずはじめに上智大学総合人間学部社会福祉学科教授の笠原千絵先生に「多様な声を福祉計画の場に届けるために」というテーマで講演をしていただきました。そのあとの懇談会は、令和6年度の千代田区障害福祉プランの改定を前に、区内の障害者団体の皆様からご意見をいただくという主旨で開催いたしました。参加いただきました皆様からはたくさんの貴重なご意見をいただきました。ご意見の内容につきましては、資

料をご参照ください。いただいたご意見につきましては、千代田区障害福祉プランに反映するとともに、今後の福祉施策、今行っている事業を実施する中で参考にさせていただきます。

○小川会長 ありがとうございました。本親会に関係する相談支援部会、計画部会、差別解消支援部会の3つの部会報告と、心身障害者懇談会については、開催のご報告をいただきました。皆さんから、何かご意見、ご質問はございますか。大塚先生、何かありますか。相談支援部会の部会長ですので、もし補足等ありましたらお願いいたします。

○大塚副会長 相談支援部会は精力的に色々な意見を重ねてきました。千代田区における相談支援体制のイメージがまだ確立していなかったのですが、1つのかたちとして、障害福祉プラン素案の38ページにある重層的な相談支援体制のイメージ図を皆さんのご協力のもと、作成しました。これを基に2つの基幹相談支援センターを中心に、より発展を願っている状況です。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムも入ってきますし、千代田区の相談支援体制にとっていい機会だと思っています。

○小川会長 ありがとうございました。39ページが相談支援のフロー図、今ご説明いただいた重層的な相談支援体制が38ページ、それから地域生活支援拠点等については47ページの図でよろしいでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 はい、そちらが地域生活支援拠点等の体制整備イメージ図となっております。

○鈴木（隆）委員 38、39、47ページは、何が違うのか見ていました。38ページはよくわかります。地域の相談支援事業所に相談が入り、そこで何か問題があった時に基幹相談支援センターに話をする。それで解決すればいいのですが、解決しないものについては障害者支援協議会にということが重層的な相談支援体制のかたちである、と。39ページは、そのフロー図だと思います。私は、1つの分野ではなく多面的な問題解決をどのような関係者が責任をもって対処していくのが大事だと思うのですが、「全般的な相談・支援」として載っている組織の「誰がこの問題については主格であり、誰がサブで入ってくる」というイメージがあるといいと思います。そうすれば、もう少し具体的に、「こういう話は、この組織が関与しているんだな。こういうことで困

ったので、この部署に行ってみよう」と使えるようになるのではないかと思います。

47 ページは、その中で生活していく時にフォーカスされた、切り取った部分だと理解しました。ここに就労や児童がないのは、施設に入っているからですか。

○小川会長 なかなか全部を網羅するのは難しい面もあります。

○大塚副会長 色々な考え方がありますが、子どもさんやご家族が相談に来た時、誰が責任をもってその人につくかは、計画相談の観点で言えば相談支援専門員がその方の計画をつくるのですから、その人が中心となって行っていくこと、それをまずはっきりさせるべきかと。その相談支援の内容によっては、鈴木（隆）委員がおっしゃるように色々な機関や関係者を動員してネットワークをつくりながら解決していく。それには39 ページの下の「地域課題解決のシステムづくり」も含めた、色々な機関や人を動員しながら、ネットワークの中で解決していくことが必要になる。それが入れられればいいのですが、就労分野や司法分野、今は住居も大きな観点なので、関連分野を統括するものとしての相談支援専門員、あるいはサービスの観点から言えば、相談支援部会のような所で色々な議論をしながら、不足しているサービスについては検討していくイメージだと思っています。

○清水幹事 障害に関わらず、色々な相談や課題を抱えている方はいらっしゃいます。15 ページに千代田区における包括的な相談支援体制のイメージを地域福祉計画の中から掲載させていただいています。下にあるのは、課題に応じて、区役所の各課で連携して課題解決していくイメージでございます。

○鈴木（隆）委員 プランはこれで良いのですが、お願いしたいのは、内容のカテゴリー別に、「どのセクションが関与して、受け皿となってくれるのか」について、仕組みをつくっていただきたいということでございます。

○佐藤幹事 福祉総務課長の佐藤と申します。今、お話に出ました地域福祉計画の所管をしております。14、15 ページに掲載されているフロー図は、「地域福祉計画 2022」で掲載したものでございます。その後、現在に至るまでに若干進捗もございますので、そのお話もさせていただきたいと思います。まず、今私どもで進めていますのは、15 ページで言いますと、地域の専門相談支援

機関とほぼ一致いたします。重層的相談支援体制整備において一体的に実施するよう促されている各分野に、すでに地域づくり等のコーディネーターが位置付けられていますので、そういったコーディネーターと顔を合わせて、区の中で包括的な支援体制の現状と課題を協議する連絡会を始めております。さらに、各分野で連携するにあたっては、それぞれ専門分野が違いますので、相互の違いを理解しながら連携を図るための人材育成にあたるプログラムづくりを今年度は進めておりまして、年度末までに一度実施したいと計画を進めているところです。

続きまして、先ほどのお話の「誰が実行するのか」にあたるのですが、15ページ下の部分、庁内の連携体制の構築も図ろうとしているところです。各分野で解決できることはこれまでどおりでよいのですが、解決できないケースが出てきた場合には、福祉総務課を通じて庁内の検討体制の中に協議できるようなかたちで示し、合議体の中で検討できる仕組みづくりに着手していますので、これはかたちになるまでもう少しお時間をいただきたいところでございます。

○鈴木（隆）委員 ありがとうございます。

○小川会長 鈴木（隆）委員のご指摘はかなり応用問題と言いますか、実践レベルの話だと思うのですが、こういった概念図が絵に描いた餅に終わらないためには、役割分担や常日頃顔を合わせて協議をしていくことが土台になると思いますので、その辺について着手していただいているというご説明であったと思います。他には、いかがでしょうか。

○鈴木（洋）委員 相談支援部会の報告で、事例を検討したということでしたが、精神障害が3ケースということで知的障害の事例検討はなかったのでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 知的障害のある方も含まれていましたが、主に精神障害の方というケースでした。今年度は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を新たに協議事項に加えたこともあり、精神障害を重点的に行った経緯があります。

○鈴木（洋）委員 実際に今私たちの周りで、ひきこもり、虐待、犯罪に結びつくような事案が出ております。施設でも色々に対応していらっしゃると思いますが、ご家庭がなかなか相談まで行きません。先ほど区からお話がいったように、

相談機関が具体的に、例えばひきこもりの方がいらしたご家族や虐待を体験されたご家族など、そのような経験のあるご相談者を考えることは今後ありませんか。

○山内幹事 福祉政策担当課長をしております、山内と申します。よろしく願いいたします。私の所でひきこもりについて担当しておりますので、回答したいと思います。私どもでもひきこもりの方をどのようにするかは非常に大きな問題となっておりまして、総合受付相談というかたちで現在進めているところでございます。今おっしゃられた経験者の方については、支援機関と一緒にどうにかできないか、話を進めているところでございます。すぐにはいきませんが、将来的にはそのようなかたちで進められるように準備を進めているところでございます。

○鈴木（洋）委員 やはり、実際に困っている方は経験したことを一番伺いたいとおっしゃいます。経験したことを公で話すことはなかなか難しいと思うので、区である程度コーディネートしていただいて、相談できるような体制にしていっていただきたいと思います。

○大山委員 今の件ですが、精神障害者と言いますか、「心に病をもつ方」ということでなるべく精神障害という言葉は私どもは使わないのですが、もう10年経つさくらんぼの会は、当事者、家族、親同士の横のつながりのために、「こういう方がいる」ということを「一緒にみんなで考えましょう」ということで始めたのですが、なかなか「どういう方がいるか」ということがわかりません。区に聞いても教えていただけないものですから。年に3回食事会を神保町の出張所で行っているのですが、そこに当事者の方が来て、当事者同士でお話ができています。社会福祉協議会やえみふるから職員の方がお1人ずつ集まって、20人くらいで行っています。同じ精神障害でも差があり、早くになられた方と社会人になってからなられた方では話が合わなくなるなど、色々あります。この会は当事者、家族の集まりですから、できればもう少し皆さんに知っていただいて、活用していただきたいと思っています。

○小川会長 ありがとうございます。事例検討については、障害の多様性、種類について今後検討いただきたい。それから事例について、経験者や当事者の方たちの意見を活用するように工夫をしていただきたいというご意見をいただき

ましたので、参考にいただければと思います。その他、よろしいでしょうか。それでは、議題（２）「障害福祉プラン（障害者計画、第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画）素案について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

○細倉障害者福祉係主事 お手元の「千代田区障害福祉プラン 素案」と併せまして、資料 1-2 計画部会の報告もご覧ください。先ほどの説明と重なる部分もあるかと思いますがご容赦いただければと思います。この障害福祉プランは、現行の障害福祉プランを基に、障害者支援協議会全体会で下命をいただきました計画部会においてご議論をいただきました。第１回は全体骨子について、本日お示しした素案の形態で進めていくこと。基本方針や基本目標は継続して行っていくことをご確認いただきまして、「区としての課題を踏まえた計画素案をお示しする」と申し上げました。第２回はそのような内容を反映させた素案を提示し、その際に計画部会の皆様からさらにご意見を頂戴し、本日はそのご意見を受け、区の課題等をさらに深掘りした上で修正素案を提示させていただいた次第でございます。計画部会にご参加いただいていない委員の皆様には、このような経緯を踏まえたかたちで本日の素案が作成されていますことをご理解いただきまして、本日は第２回計画部会でのご意見の反映、修正部分などを中心に説明させていただきたいと思います。素案表紙に書いてありますが、青字は第２回計画部会提示の際の修正箇所、その後さらに委員の皆様のご意見をもとに修正を加えた箇所が赤字となっております。ざっくりと申し上げますと、青字は現行プランから変更があった箇所、赤字は計画部会の委員の皆様も初めてご確認する箇所と捉えていただければと思います。今回初めて説明をお聞きする委員の皆様もいらっしゃる関係で、ページをおって説明させていただきたいと思います。

まず表紙をめくっていただきますと、３ページにわたって目次がございます。そして１ページ、「第１章 策定にあたって」となります。現行プランと同様に、最初に「はじめに」ということで区長の言葉が入る予定となっております。３ページから７ページは、策定にあたっての基本的な根拠を示してございます。計画の背景や趣旨、位置付け、計画期間、推進体制、PDCA サイクル等を記載しています。９ページからは「第２章 基本的な考え方」とし

て、11 ページに基本理念、12、13 ページに基本方針が3点あげられています。先ほどご議論いただいたので詳細は割愛させていただきますが、14、15 ページには新たにイメージ図を2点追加しています。こちらについては計画部会以降の赤字部分の修正となります。

17 ページは基本目標となります。現行の計画から引き続いて、5つの基本目標をあげています。基本目標1「地域の中でともに生きる仕組みづくり」、基本目標2「安心して暮らす仕組みづくり」、基本目標3「自立した生活を支える基盤づくり」、基本目標4「子どもと家庭を支える体制づくり」、基本目標5「就労と社会参加を進める仕組みづくり」、こちらは現行プランと変わらず、区として目標とすることをご理解いただきました。18 ページは、説明いたしました基本理念や基本方針などを体系的に示した図となっております。基本理念、基本方針があり、5つの基本目標があり、その目標を達成するために施策の方向性として、少し細かく「どのようなことをするのか」をお示しさせていただいております、さらにその施策の方向性を体现する事業を19 ページに示しているつくりになってございます。

21 ページからは、「第3章 障害者計画」となります。まず基本目標に対する現状と課題を記載いたしまして、施策の目標ごとに全体的な内容、さらには事業内容と今後の取組の方向性を個別に記載しております。主に赤字の部分を中心に説明させていただきます。23 ページの現状と課題は、現行のプラン含め、これまでの修正に加えまして、高齢化、障害者差別解消法について書き込ませていただきました。24 ページ「(1)障害の理解促進と権利擁護の推進」においても、委員のご意見を基に厚みをもたせております。

ここで、資料1-2裏面をご覧ください。＜第2回計画部会＞のご意見は、矢印(⇒)のあとに、反映させていただいたページ数が書いてあります。「成年後見制度の記載内容を適切かつ、わかりやすい記載にしてほしい」という意見があり、成年後見制度の利用支援事業と法人後見支援事業の違いや書きぶりがあいまいなところがございまして、確認の上修正を加えたのがプランの25ページとなります。95ページにもサービスの概要などの記載がございしますが、そちらも直しております。26ページの「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」も新たに追記をさせていただきました。27ペー

ジは、「高齢者の方にも対応できるような生涯学習の場等が必要ではないか」というご意見をいただきまして、生涯学習の場に限らず、障害者の方の高齢化については「(2)地域とのつながりの強化」に赤字でお示ししましたとおり、高齢になっても住み慣れた地域で生きがいをもって活動できるように支援することを概念的にお示しするとともに、29 ページの「⑥ふれあいサロン」の事業の中に、「障害等のある高齢者が気軽に参加できる企画を検討します」と追記いたしました。総合サポートセンターの活用も含めて、諸々検討していきたいと考えてございます。

31 ページは、当初区で「デジタル化の推進」という事業にしようとしていましたところ、デジタル化の推進自体はあくまで手段であり、他のさまざまな事業にも関連することから、事業としては「ポータルサイトの構築」とさせていただきます。「デジタル化の推進については、PC やスマホを使えない人への対応も検討すべきである」というご意見に対しては、当然ながら区としてデジタルデバйд対策は重要と考えていますので、デジタル政策課等と連携して取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、基本目標 2「安心して暮らす仕組みづくり」の部分です。34 ページには、先ほど相談支援体制についてご議論いただきましたが、計画部会でも「地域生活コーディネーターが地域とのつながりのためにどのような活動をし、どのような方針で取り組んでいるのか、見えづらい」というご意見をいただきましたので、「②基幹相談支援センター事業」の赤字部分で具体的な役割を追記いたしました。38、39 ページの図も相談支援体制を見える化しようと掲載いたしました。また 35 ページの「障害者よろず相談」には、「内容について連携を強めるような書きぶりの検討してもらいたい」「困りごとを抱えてしまう人たちに予防的な支援ができないか」というご意見をいただきました。アウトリーチに力を入れながら、困りごとの種を拾えるような事業を展開できたらと区としても考えております。40 ページの「(2)緊急時の支援の実施」については、「千代田区安心見守り台帳に個別計画は含まれているのか」「緊急時の支援のあり方をきちんとつくっていく必要がある」などのご意見をいただきました。そこで「②千代田区安心生活見守り台帳」に「個別避難計画」も追記させていただきました。

45 ページの基本目標 3「自立した生活を支える基盤づくり」では、53 ページに「(4) 移動手段の充実」をご覧ください。移動手段の充実については協議会での議論も含め、区としても課題として認識しております。移動に関する支援事業、特に児童に対する支援事業について今後さらに力を入れて取り組んでいくことをお示ししております。55 ページは、第 1 回計画部会の際にご議論いただきました「人材確保」について、なかなか施策事業として難しいところはあるのですが、課題として認識しているという意味も含めて、赤字部分を追記させていただきました。現行事業の周知・徹底を含め、どのようなことができるかは今後の大きな課題だと認識しております。

57 ページの基本目標 4「子どもと家庭を支える体制づくり」は、「はばたきプランは引継ぎの部分が重要なのでしっかり対応してほしい」「保護者の意識醸成もできないか」などの意見をいただきました。学校に属している間と就労や施設利用へのつなぎの部分、行政上では子ども部と保健福祉部の連携に大きな関心をいただいています。57 ページのリード文にあるとおり、改めて力を入れていくことを強調するとともに、72、73 ページにコラムというかたちで切れ目のない支援について掲載させていただいております。現行プランでは課題や機関を列挙するにとどまっていたところを、事例提示によってつなぎの部分をより詳細にお示ししようと、このような書きぶりにいたしました。

67 ページからは、基本目標 5「就労と社会参加を進める仕組みづくり」となります。こちらにつきましても、「障害者就労機会創出実証業務については、具体的にどのようなものを入れるのか。また記載がなされるのか」というご意見をいただきましたので、69 ページにコラムのかたちで具体的な導入予定機器の紹介を追加させていただきました。分身ロボット等の活用により、新しい働き方の促進に寄与していきたいと考えております。また「地域とのつながり、いい地域をつくっていく、地域と連携していくことをもっと強調してよいのではないか」という総括的なご意見をいただいておりますので、先ほどお示した 14、15 ページの地域福祉計画の図を追加させていただきましたのと同時に、さまざまな部分で地域との連携、つながりを各

事業レベル、各目標レベルで強調して記載してございますので、これをもって区としての意思表示のかたちとさせていただきたいと思っております。

第3章についての説明は以上になりますが、資料には落としていないのですが、第2回計画部会閉会后、委員の皆様には書面で意見聴取させていただいております、それについても反映してございます。時間の都合上、すべて紹介はできませんので、ご意見いただいた部分、各位においてご確認いただければと思いますが、「児童の教育において、知能指数の数値だけで、特別支援学級か特別支援教室かを教育委員会が決めているのが現状である。その子の全体を見ないで、教育委員会が振り分けをするのは理解に苦しむ」というご意見がございました。こちらにつきましては、指導課長の山本よりご説明をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○山本幹事 指導課長の山本と申します。いつも色々ありがとうございます。今、事務局からご説明いただきましたご質問・ご意見について、指導課として説明が不足しておりまして大変申し訳ございませんでした。少しお時間をいただきまして、簡単にではございますけれど、改めて説明をさせていただきます。まず、特別支援学級につきましては、教育委員会事務局を中心といたしまして就学支援委員会をたちあげております。また特別支援教室につきましては、指導判定委員会をたちあげております。それぞれの委員会で構成メンバーは若干違うのですが、教育委員会事務局だけではなく、学校関係者、医師、臨床心理士等の専門家、巡回アドバイザー等に参加していただいております。またそれぞれの委員会において、子どもたちを一番間近でよく見ております学校の先生方からの校内委員会、園内委員会での記録等も参考にさせていただき、また専門家による行動観察も実際に行った上で、先ほど申し上げた委員会で特別支援学級適なのか、特別支援教室適なのかを審議・検討させていただくこととなっております。審議・検討の結果につきましては、保護者にご報告させていただき、「どういった場で学習するか、特別支援学級なのか、通常の学級なのか、特別支援教室なのか」については、最終的には保護者の方のご判断で決定していただいている現状がございましたので、その点、説明・情報提供の不足がございまして、誤解を招いてしまったこと、

大変申し訳ありません。今、説明させていただいたとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○細倉障害者福祉係主事 ありがとうございます。それでは、素案の第3章までの説明は以上となります。

○小川会長 ありがとうございます。第3章は障害者基本法に基づく「障害者計画」にあたる部分です。皆さんのご意見がどのように反映されたのか、丁寧に説明いただきました。何か、ご質問・ご意見はございますか。

○永田委員 意思疎通支援の充実についてですが、手話通訳や視覚障害が中心に書かれているように感じますが、知的障害者も入るのではないかと考えています。「知的障害者にどのような配慮必要か」について具体的に書かれなければいけないのではないかと。手話通訳であれば、講演会で手話を使ったり、パソコン通訳を使ったりしますが、知的障害の方には文字でなければ理解できないなど、色々なパターンがあると思います。その辺を意思疎通の問題に組み入れるかたちしてほしいと思います。やはり知的障害者が社会参加するにあたって、一般の人と同じように意思疎通できることは大切だと感じていますので、その方向性に変えていく何かを入れる必要があるのではと感じています。

○細倉障害者福祉係主事 30ページの「(3)情報提供・意思疎通支援の充実」のところだと思います。確かに今書かれている事業が「①手話通訳等の推進」「⑤点字・音声版広報」が目立ってしまっているのですが、知的障害を含むさまざまな方の意思疎通をサポートできるように、区の意思疎通の条例を前文に記載させていただいて、支援していく姿勢を示せればと思います。

○小川会長 印象として、視覚障害、聴覚障害の意思疎通支援がクローズアップされている感じがしますので、書きぶりの工夫をしていただければと思います。

○小笠原委員 29ページの「⑥ふれあいサロン」ですが、社会福祉協議会が取り組んでいらっしゃる発達障害の方の交流の場となっているファミリー・サポート・センター事業は皆さんが必要としている事業だと思います。地域交流の場が身近にあることが大事だと思いますので、居場所づくりの1つとして進めていただけたらいいと思います。

「⑧ご近所福祉活動（地域福祉活動支援）」の町会福祉部ですが、私は町会について詳しくわからないのですが、高齢者の見守りについては耳にするのですが、障害のある方を個別訪問して困りごとを解決するなどは聞いたことがなかったので、町会には福祉部がせつかくあるわけですから、幅を広げて、障害のある方たちへの取組もしていただけたら、地域に密着してよいのではないかと思います。

68 ページの「①障害者就労支援センター」の今後の取組の方向性に「様々な角度から就労意欲のある障害等のある方への支援」とありますので、就労を希望する方が計画相談を受けていらっしゃるのであれば、計画相談と照らし合わせて、ご本人の希望やご家族の希望を反映できる支援が必要ではないかと思うので、今後の取組をよろしく願いいたします。

○小川会長 3点、ご意見をいただきました。ファミリー・サポート・センター事業については、文言として入れられるかどうか、ご意見として伺った上でご検討いただくということでしょうか。

○廣木委員 社会福祉協議会の廣木です。ファミリー・サポートというかたちではなく、社会福祉協議会が今年度の下期から「ファミリーサロン」ということで少し発達に凸凹のある方を対象にした居場所づくりに着手しておりまして、先月を第1回目としてスタートさせました。それは社会福祉協議会の職員がひとまず中心となって運営するサロンでございます。「⑥ふれあいサロン」につきましては、地域の住民の皆さんが中心になって居場所づくりをしているものでございまして、現在、子育て系の発達に不安を抱える方や障害のある方を中心にしたふれあいサロンを少しずつ住民の皆さんがたちあげている状況です。それらのふれあいサロンを我々社会福祉協議会はサポートしていく立場で今後拡大・拡充してまいりたいと考えております。

○小川会長 「ファミリーサロン」という事業、その言葉が計画の中に出てくるのは難しいのかもしれませんが、とてもいい取組だにご意見をいただきましたので、その言葉でなくても何らかのかたちで触れられるといいと思いました。それから就労については、就労支援と計画相談の連携の必要性ですが、これはどこかで触れられているかもしれませんが、もし今後どこかに組み入れ

られたら、ご検討いただければと思いました。就労支援センターは何かございますか。

○秋元委員 就労支援センターの秋元です。貴重なご意見をありがとうございました。計画相談などの意見を踏まえてということですが、より一層計画相談との連携を深めて、ご家族の意見を聞きながら、就労の支援をしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○鈴木（洋）委員 先ほどご紹介いただきました社会福祉協議会のサロンですが、多世代の会に時々参加しておりますが、なかなか障害者の方まで周知できないのと、「障害者の方もどうぞ」とお声がけしていただけるプログラムだともっと入りやすいのかなと思いました。

○廣木委員 鈴木（洋）委員がおっしゃられたのはおそらく「Ciao!」という多世代交流のサロンのことだと思います。どなたでも参加できますので、障害のある方でも気軽に入れるかたちで周知できるように検討してまいります。ありがとうございます。

○蒲生委員 先ほど話に出た意思疎通支援と関連するのですが、障害者差別解消法の合理的配慮の提供については、知的障害の方は自分から意思を表明することが難しいことはわかっておりますので、そこをなんとか取り組んで自分で意思を表せるような仕組みや学習会が開催できればいいと思います。身体障害の方の物理的なことはわかりやすいのですが、「どのように考えているのか、何を困っているのか」を私たちも読み取れない部分がありますので、そこを手助けできることがあれば、合理的配慮を自分から求めることができるのではないかと思います。

○小川会長 ありがとうございます。意思疎通の課題ではあるのですが、知的障害の方はご自身から意思疎通の難しさを申し出ることが難しい。これを合理的配慮との関連性で何か表現できないかというのは、なかなか障害者計画に書き込むことは難しいかもしれませんが、24、25 ページの「心のバリアフリー」など、表現で工夫いただければと思うのですがいかがでしょうか。

○細倉障害者福祉係主事 ありがとうございます。計画の文言にどこまでできるかということではありますが、先ほどの永田委員のご意見に引き続いてそのようなご意見をいただきましたこと、認識いたしました。差別解消支援部会でご意見

をいただいております「心のバリアフリー推進ハンドブック」の改定を考えております。こちらは、「障害のある方で困っている方にどのようなお声がけができるのか」「どういった配慮ができるのか」「合理的配慮は何なのか」をわかりやすく、ホームページなどにも掲載して、広く周知を図ろうとしているものでございます。その中に、知的障害のある方について、コラムなどで厚く書けることがあれば、そちらで対応させていただければと思います。

○小川会長 工夫をお願いしたいと思います。

○藤田委員 先ほど社会福祉協議会の方からお話いただいた、10月から開始した子育てサロンのことですが、その内容は、「障害のある方がどなたでも、年齢に関係なく参加できるものだったのか」ということと、私がたまたま出くわした時には小さいお子様たちが集まっている感じでした。今は「共生」とよく言いますが、障害のある方も一般の方も交えてのサロンだったのでしょうか。

○廣木委員 10月に実施した際は、7組の親子の方が来てくださいました。そのうち、凸凹を抱えた親子は1組だけでございました。基本的に対象は年齢もすべて問わずということで、どういった方でも参加していただけるかたちにするのですが、まだ初回だったので周知が十分に行き届いていなかったことと、今後そういった方たちに来ていただいて、どのような方向性で行くか、舵を取りながら検討してまいりたいと思っております。元々これをしようと思ったのは、やはりそういった悩みを抱えたご家族が多いということで、親御さん同士のつながりづくりをしていきたいところがありましたので、その地域課題に向けて、まずは居場所をつくっていかうと実施してまいります。

○藤田委員 ありがとうございます。ひと月に1回など定期的に実施されるのですか。

○廣木委員 月に1回、定期的に実施します。

○藤田委員 よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○小川会長 地域とのつながり強化でとてもよい実践が動き始めていること。項目分けて書いていくと埋もれてしまいがちなものが皆さんのご意見から伺われました。ありがとうございます。

○永田委員 町会の福祉部で気になったのは、千代田区では町会に入っている人よりも入っていない住民のほうが多い状況の中で、連携がとれないところです。本来であれば、福祉部が町会に入っていない人たちに声をかけられれば一番いいのですが、実際にはそこまでになっていません。1つは福祉部そのものにあまり力がない。民生委員の方たちもだいたい月に1回くらい会議をしていますが、ほとんど高齢者の話をしていて、障害者の話をしているのはあまり聞いたことがありません。先ほどの「心のバリアフリー推進ハンドブック」のことを民生委員の方に聞いてみたら、「知らない」ということでした。その辺を周知していくことが必要なのかなと感じています。

○小川会長 ありがとうございます。福祉部の現状についてのご意見だと思うのですが、ここで言葉が出てきたことによって、活用の可能性の示唆が得られたのではないかと思います。社会福祉協議会から何かありますか。

○廣木委員 町会福祉部の支援をさせていただいておりますが、それぞれの町会で何に重きを置くかはそれぞれでございまして、やはり高齢分野が確かに中心ではあるのですが、中には、「障害のことも考えなければいけないよね」という意見が出ている町会もあります。実際、町会の人たちとつながりたいということで、障害のあるご家族からご相談があつて、具体的につなげたケースもございますので、必ずしも全く考えていないということではないのでそういった地道な事例を積み上げていきたいと考えております。

○小川会長 ありがとうございます。

○鈴木（隆）委員 （仮称）神田錦町三丁目施設のことです。子どもの支援については千代田モデルとしてはばたきプランなど、新しいことができています。それから就労と（仮称）神田錦町三丁目施設が象徴的な千代田モデルだと思います。いかに地域に受け入れられるか、1つの可能性と言いますか夢があると思います。ここはもう少し記述を入れていただいて、心をこめていただきたいです。それが23ページです。27ページの「②（仮称）神田錦町三丁目施設」の今後の取組の方向性は、事実はこのとおりなのですが、地域共生をどのようにしていくのか、その方向性について具体的なものがほしいと思います。

子どもについては非常によくまとまっていますが、就労が弱いのではないかと思います。すでにある就労継続支援 B 型をいかに一般就労にしていけるのか。あるいは千代田区の企業をどのように千代田モデルの中で一般就労にしていけるのかなどが大きな課題だと思いますので、その辺を障害者計画の中で心を入れて書いていただきたいということがあります。

○小川会長 かなり大きめの宿題をいただきましたが、ご意見として伺っておくということでもよろしいでしょうか。23 ページの（仮称）神田錦町三丁目施設の役割と、千代田区の障害福祉における意義について、ボリュームを膨らませながら書くことと、児童は問題がなくて、あとは就労継続支援 B 型の話ですか。

○鈴木（隆）委員 素案のうしろのほうには一般企業にどのように喚起するかなど書いてあります。これを前のほうの方針を謳うところで書いてほしいと思います。

○小川会長 就労継続支援 B 型からの移行の促進のために、地域の中小企業も視野に入れる必要もあるかもしれません。その辺をまたご検討いただければと思います。

○鈴木（や）委員 先ほどの福祉部のことですが、私は町会の婦人部に所属していますが、実際のところ福祉部は独立ではなく、他の部の方が兼ねています。婦人部も福祉部のお手伝いをしますがやはりほとんど高齢の方のことで、敬老の演奏会やカラオケの時にご老人を連れていく仕事です。企画から参加者を集めるところまでももちろん大変なのですが、そのようなことでお茶を濁している感じがします。小さな町会には人がいなくて、ここに書いてあるような「障害者と一緒に」というのは遠い目標になってしまっています。私は子どもが障害者なので、何かある時には「混ぜてほしい」と言おうと思うのですが、やはり遠慮してしまいます。障害者の方が自分から言うのは勇気があることですので、できれば社会福祉協議会の方から宣伝していただいて、「こういう方も混ぜてください」と言っていただけますとやりやすいのではないかと思います。

それから 63 ページの特別支援学級のことですが、次のページに特別支援教室のことがありまして、今発達障害のお子さんがたくさんいらっしゃるということで、学校の支援教室だけでは足りない感じがします。1 人、「週 8

時間」と事業内容に書いてありますが、1時間くらいの子も多くいるという
ことで、これからのビジョンとしてはどうなっているのでしょうか。先日新
聞で読んだのですが、国は拠点の病院から医者を派遣するということでし
た。千代田区として、拠点の特別支援教室を増やしたり、教室を大きくして
人数を増やすなどしていただきたいと思います。

93 ページの「①千代田区障害者就労支援センター事業」で、赤字のとこ
ろに「区内に多くの企業が集積する千代田区の地域特性を活かした就労モ
デル」とありますが、なかなか難しいと思っております。私の子どもが 20
年間で千代田区の会社の実習や「いかがですか」という話をいただいたこと
はありません。就労支援の方にお世話いただきまして、今年、3 回目の就労
をしましたが、今までの 10 くらいの就労支援の実習で千代田区の会社はあ
りませんでした。就労モデルの研究というのは、就労支援センターだけでは
できないと思いますので、区にもぜひご協力いただきたいと思います。

○藤田委員 就労支援で思い立ったことがあるのですが、さくらベーカリーに知的障
害の方が数名お勤めだったと思います。その方たちが定年なのか、いなくな
り、また新しい知的障害の方を常時雇用できる状態になっていないように
見えたのですが、どのようなかたちになっているのか教えていただきたい
です。

○山本幹事 ご質問いただきありがとうございます。鈴木やす代委員からご質問を
いただきました特別支援教室についてですが、まず現状からお話をいたし
ますと、小学校の対象児童が約 190 名、中学校の対象児童が約 40 名で合計
230 名前後となっています。千代田区においては、巡回校と拠点校が 2 校に
1 校というかたちで、1 校が巡回校、1 校が拠点校というペアリングで設定
しております。ちなみに他区の状況は、全体的には 4 校に 1 校程度の拠点校
で巡回校という組み合わせですので、本当に対象のお子さんに手厚く支援
をしたいという思いはございますけれども、他区と比べると千代田区にお
いては手厚く支援ができていていると感じているところです。また教員につ
きましても、東京都の人事の制度といたしまして 12 名の対象児童・生徒に対
して、教員 1 人という決まりがございますので、千代田区では会計年度とい
たしまして特別支援教育の専門員や支援員、そういった方を配置してでき

るだけ手厚く支援できるような体制を組んでいる現状をご理解いただければと思います。

○山内委員 ジョブ・サポート・プラザちよだの山内でございます。さくらベーカリーの現状について説明をさせていただきます。さくらベーカリーは昨年、法人が武蔵野会に変わりまして、それまでは一体だったのですが、さくらベーカリーの運営が業務委託に切り替わっています。移行の時にいくつかの整理をさせていただきました。1つは、コロナ禍ということもございまして運営的にさくらベーカリーが非常に厳しく雇用しきれない状況がございました。それともう1つは、厨房の設備、また今のさくらベーカリーのパンの質を考えると、障害者の方がラインに入るのが非常に厳しい現実がありました。そのような中で、株式会社さくらベーカリーが雇用しきれないという話があり、お2人いらしたうちのお1人は障害者雇用で雇用しておりますが、もう1人の方は75歳でございまして、さすがにいつまでもというわけにいかないので、後見する弁護士の先生にご相談させていただいて、今は私どもジョブのほうで働かれています。

もう1点は、さくらベーカリーのパンの販売で外に行くことと配達などは、ジョブ・サポート・プラザちよだの利用者の方が行っております。そのようなかたちで就労の機会を得ています。3階にありますクッキーは、利用者と職員がつくっています。今のところ、そのようなかたちで就労と社会参加の場としてパンと製菓の場面は使わせていただいているということでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

○小川会長 就労については全体的な課題をいただきました。国の施策では基本的に中小企業での障害者雇用の推進ということで、就労継続支援事業B型でのアセスメントの評価や中小企業の職場開拓の強化など、さまざまな施策が動いています。精神障害、発達障害の方の大企業での雇用が進んでいく。知的障害の方は地域でどのように短時間の雇用につなげていくのかなども課題かと思います。重点的な施策としてどの辺にポイントを置くのかということを整理していただければと思っております。

○廣瀬委員 35 ページの「④身体障害者相談員・知的障害者相談員」の事業内容の最後に「身体・知的に障害のある方に関する援護思想の普及等を行います」と書いてあります。私はそうでもないですが、小笠原委員のように一生懸命していらっしゃる方がいるので、もう少しグローバルな表現で例えば協力強化の定着や支援体制の普及というような書き方をしていただきたいと思いました。援護思想という書き方はやめてほしいと思います。

○小坂部総合相談担当係長 援護思想という言葉は、法律の中に出てくるので解釈が難しいと思います。わかりやすい表現に直していければと思います。

○小川会長 ありがとうございます。それでは、時間の関係もございますので第4章に進んでいただきたいと思います。ご説明をお願いいたします。

○細倉障害者福祉係主事 75 ページの「第4章 第7期障害福祉計画」をご覧ください。
77 ページから 108 ページは障害者総合支援法に基づく国の基本理念や目標に基づいて、成果目標や活動指標を千代田区として今度どのように進めていくか、千代田区の考え方に基づいて記載しています。77 ページの一番下の赤字になっているところは、今年度から新規であがった項目です。区内の 14 か所ある就労定着支援事業の事業所の現状を踏まえて、国よりも少し高めの割合を設定して数値目標をたてさせていただいております。それ以外の数値につきましては、計画部会でご議論をいただいておりますので、割愛させていただきます。

変更点といたしましては、91 ページの「(8)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。こちらは確認したところ、数字の修正がございましたので赤字になっている部分がございます。そして 93 ページは、先ほど「難しいところがある」とご意見いただいた箇所ですが一般就労への移行につきましてもご意見いただきましたものを反映して、赤字の部分でこのような記載をさせていただいております。併せまして、95 ページの赤字につきましては、先ほど資料 1-2 で説明した成年後見制度の詳細について、適切なかたちで記載し直しました。96 ページの赤字の数字も含めて、ご確認いただければと思います。修正部分については以上ですが、基本的にこちらは国が設定した成果目標に基づいて数字を設定し、年々更新をしていくところでございますので、千代田区の現状を踏まえて計画部会でご議論い

ただくとともに、今後もこちらは数字を常に追って、年1回全体会でご報告をさせていただいていくものでございます。

○小川会長 ありがとうございます。皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○永田委員 96 ページの意思疎通支援事業の「手話通訳者設置事業」ですが、今まで区役所ではテレビで手話通訳者が行っていたと思います。設置ということは1人雇うということですか。それとも前と同じように配置するかたちなのですか。

○小坂部総合相談担当係長 雇うかたちではなく、配置です。

○小池委員 95 ページの成年後見制度の法人後見支援事業で「市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します」と書いてあるのですが、97 ページの【確保の方策】では「実施について検討していきます」となっています。この関係性はどのようなことなのか、教えていただければと思います。

○佐藤幹事 法人後見支援事業はほぼ社会福祉協議会が担うのですが、本来であればもっと他の法人も担うことが勧められていて、その取組をしなければならぬ認識はもっているのですが、実際に法人後見を担える団体を見つけることが思うように進んでいない中で、このような記載になっております。

○小池委員 それは分かるのですが、【サービスの概要】で「こういうことを支援します」となっていて、【確保の方策】では「実施について検討していきます」となっているので、サービスがあるのだけれども実施できていないので検討するという書きぶりになっているように思いますのでどうなのかな、と。

○佐藤幹事 文言については、担当が関わってくださっている弁護士の先生と相談しまして、実情と今後目指すところのバランスをどう取るかということで今はこの書きぶりになっておりますが、いただいたご意見を踏まえて再度検討したいと思います。

○小川会長 それでは、そこは検討をお願いいたします。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ここは計画部会でも数字を確認して、出てきた意見については反映していただいているように思いますので、いったんここで区切らせていただきたいと思います。それでは、続いて第5章のご説明をお願いいたします。

○平澤発達支援係長 児童・家庭支援センター発達支援係平澤と申します。「第5章 第3期障害児福祉計画」について説明させていただきます。基本的な、今まで行ってきたことについては資料編の111ページに実績値とその考察が載っていますので、それを踏まえた上で来年度以降どのようにするかをお示ししたのになってございます。103ページをご覧ください。「児童発達支援センター」は、継続して実施検討させていただきたいと思います。引越して新しい施設を建てることも考えられると思うのですが、機能的な部分も新たに検討させていただいて、実施できる機能をもっていきたいと考えております。令和6年に児童福祉法が改正されまして、障害者総合支援法で言う基幹相談的な民間事業者への指導・育成、スーパービジョンも行うという機能も担っていく必要もありますのでそのような検討や、資料1-4 心身障害者問題懇談会で笠原先生が講演したあと、お子さんたちが自分自身で考えていくような団体があったらいいというお話もいただいていますので、そのような家族支援やお子さん支援も行っていくような考え方がとればいいと考えておりますが、具体的にどのようにするかは皆さんにお伺いする部分もあるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

61 ページに紹介記事が載っているぴかいちは、名前を聞いたことがあっても場所を見たり、どのような内容かまでは把握していらっしゃらない方もいると思います。こちらを見ていただいて、104ページに戻っていただきますと、ぴかいちでは児童発達支援、放課後等デイサービスを実施されているのですが、特に重いお子さんたちの受け入れを行っていただいています。今年の8月からは定員20名から30名に拡充していただいています。今後、どんどん定員を増やせばいいのかというものでもないもので、ぴかいちと相談しながらニーズの推移を見極めていきたいと思っています。

「医療的ケア児支援の関係機関の協議の場」については、昨年1回行っております。今年もすでに1回、あと今年度もう1回、医療的ケア児等支援協議会を開催しておりまして、次の項目「医療的ケア児支援のためのコーディネーター」の役割を決めていきたいと考えております。

107 ページには、数字が出ております。基本的には増加傾向にあります。増加傾向に対応する部分もあるかと思えますし、私どもの決定のあり方に

についても深く検討していく必要があること、「障害児相談支援」はかなり低い状況になっていますので検討していく必要があると考えてございます。

○小川会長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。放課後等デイサービスは、数値的には令和3年から5年の伸び率から比較すると令和6年から8年は抑制的な数字になっていて、説明文では「新たに1か所の事業所が開設され合計5か所となるとともに、1か所の事業所の定員が拡大されました」とあります。これは、定員の拡充が必要という意味なのか、今後の数字の見立てにはどのような背景、考え方があるのかについてご説明をお願いします。

○平澤発達支援係長 基本的に増加傾向にある事は考えられていますが、もう1か所増設した所が11月オープンになっているので、今の状況を聞くと、かなり伸びるというわけではないかなと考えて、この数字にさせていただきました。

○小川会長 わかりました。ニーズを見ながら検討していくという中間的な数字を出しておられるのだと思いました。他にはいかがでしょうか。それでは、資料編についてご説明をお願いいたします。

○細倉障害者福祉係主事 109ページからは資料編となります。111ページから125ページにかけては今期の進捗状況を記載しております。本計画では令和5年度の計画値を見込みとして記載しておりまして、最終的にも見込みとして製本される予定でございます。中身については、これまで全体会等も含めて報告してきた内容と重なる部分も多くありますので割愛させていただきます。126ページ以降は、障害者を取り巻く状況といたしまして、千代田区の人口、世帯の状況の推移に始まり、145ページまでいわゆる基本データを掲載しております。146ページからは、本年3月に実施いたしました計画策定のためのアンケート調査の結果のポイントを掲載しています。こちらは前回全体会の資料にもさせていただいております。追加要素といたしましては、158、159ページに千代田区内の障害者福祉サービス事業所一覧のマップを新たに掲載してございます。160ページ以降は、区の条例や国からの見直しのポイントなどのデータを掲載しているところでございます。

○小川会長 ありがとうございます。何か、ございますか。それでは、今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

○細倉障害者福祉係主事 今後の日程につきまして、簡単に説明させていただきます。ただいま、皆様にご確認いただきまして、体系や考え方、基本方針などについては概ねご了承いただいたものと認識してございます。いただいたご意見から修正等を少しさせていただいた上で、12月20日号広報千代田でのパブリックコメントを予定しております。広報千代田の入稿の関係を含めて、さらに追加のご意見やご指摘がありましたら11月中旬を目途によろしくお願いいたします。パブリックコメントは1月中旬に締め切りを設定しようと思っていますので、1月下旬頃には計画案を策定できるのではないかと見込んでおります。それを踏まえまして2月に第3回全体会を開催いたしまして、こちらでパブリックコメントの報告を含む、計画案の提示をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川会長 ありがとうございます。今日はかなり委員の皆様から活発にご意見をいただきましたが、それについての反映案をもう1回揉むことは難しいので、ダイレクトにパブリックコメントで出てくる案が修正の含まれた案という理解でよろしいでしょうか。そしてパブリックコメントで皆さんにご確認をいただいて、必要に応じてさらに意見を出していただく。先ほどの説明では11月中旬まではご意見をいただいてよいということですか。

○細倉障害者福祉係主事 お約束はできないのですが、11月中旬までにいただければ、パブリックコメントに載せる素案になんとか反映させることができるのではないかとこのころです。ご意見は随時受け付けさせていただきたいと思っております。

○小川会長 もし今日言い残したことがありましたら、できるだけ早く区にお伝えいただいて、パブリックコメント案ができるということでもよろしいでしょうか。必要に応じて、具体的な提案をなさる方は区とやり取りをしていただければと思います。1月下旬に計画案策定、2月に第3回全体会でパブリックコメント報告等を含むということで、パブリックコメントでいただいたご意見も踏まえて計画案がここでもう1回協議される流れであります。よろしいでしょうか。それでは、今日は大変たくさんのご意見をいただきました。さまざまな確認と文言になかなか表しにくい皆さんの要望も検討できたのではないかと思います。ご協力ありがとうございました。進行の不手際で時

間が超過して申し訳ございませんでした。以上で、第2回千代田区障害者支援協議会全体会を終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。